

平成30年

第22回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 平成30年12月21日（金）  
開会14時00分 閉会14時57分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 報告

(1) 福岡県運動部活動の在り方に関する指針について

### 2 議事

- ・第39号議案 市町村立学校長の人事について
- ・第40号議案 県費負担教職員の人事について
- ・第41号議案 県立学校教職員の人事について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

### 2 欠席者

なし

### 3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、  
総務企画課長 日高公德、教職員課長 松永一雄、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳 外

### 4 傍聴者等数

1名

### 5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第22回の教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認いたします。非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

<清家委員が挙手>

【清家委員】

はい。第39号議案、第40号議案及び第41号議案は、人事に関する案件であるた

め、非公開とする発議をいたします。

**【城戸教育長】**

清家委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

**【城戸教育長】**

賛成全員でございましたので、第39号議案、第40号議案及び第41号議案につきましては非公開とします。

他にございませんでしょうか。

< な し >

**【城戸教育長】**

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（1）を審議した後、非公開にて第39号議案から第41号議案を審議することといたします。

それでは、報告（1）「福岡県運動部活動の在り方に関する指針について」を寺崎体育スポーツ健康課長お願いします。

**○報告（1） 福岡県運動部活動の在り方に関する指針について**

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

それでは福岡県運動部活動の在り方に関する指針について御報告させていただきます。

この指針についてですが、平成11年に国において「みんなで作る運動部活動」というガイドライン的なものが作られており、その後、平成25年にその更新版が作られております。さらに、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出されております。また、本県では平成25年の国のガイドラインを受けまして、平成26年に「福岡県運動部活動運営の指針」を作成していたしました。これまで国と県がそれぞれ作成していたガイドラインを統合・更新したものが今回の指針でございます。

この指針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定しました「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参酌し策定したものであり、学識経験者、学校体育団体、

関係機関等で構成しております福岡県運動部活動調査研究委員会を設置し、審議を重ね策定に至ったところでございます。

それでは、概要について御説明いたします。

＜寺崎体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明＞

【寺崎体育スポーツ健康課長】

今後、市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は国のガイドラインに則り、本指針を参考に、設置する学校に係る運動部活の方針を策定することになっており、県教育委員会としては設置者の違いにかかわらず、福岡県全体の運動部活動が適切に運営されるためにも足並みを揃えていく必要があると考えております。市町村教育委員会及び学校法人についても本指針を踏まえた運動部活動の運営に取り組むように働きかけてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールですが、本指針は今月末までに県立学校、市町村教育委員会、私学振興課及び各学校体育団体等に発出し、1月から3月までの間に中学校長会、高等学校長会、私学協会理事会等に説明にまいります。また、学校体育団体については団体の会長を通じて、各種会議等で周知依頼をする予定でございます。

県立学校については、来年度4月1日から本指針を運用することとしておりますので、3月までに来年度の各学校の方針を作成するように周知をしていく予定でございます。

以上で報告を終わります。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御質問や御意見をお願いします。

【清家委員】

3ページを見ますと、なお書きの部分では、休養日及び活動時間等の設定については弾力的に定めることができる旨の記載があり、ただし書きの部分では、高等学校では生徒の自由で自発的な意思に基づき行われる活動は、仮に学校の施設を利用した場合でも、運動部の活動とは捉えられず、その際、校長と運動部顧問は事前に活動内容の把握と安全指導を行うこととあります。これについて、私は高く評価しています。これは福岡県独自の記載ですか。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

なお書きは国のガイドラインにも文言としてありますが、ただし書きは福岡県独自の文言です。

**【清家委員】**

ただし書きの部分について、事前に活動内容の把握と安全指導を行うということは、あらかじめ運動計画を出してもらうということなのですか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

県立学校につきましては、全ての学校の運動部活動の方針を集め、確認したいと思っております。

**【木下委員】**

この指針を完全に無視して、全く従わない学校の存在について想定されていますでしょうか。また、そういった学校が出てきた場合、次の段階の指導はどういったものかを考えられているのでしょうか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

この指針には、特に罰則規定は設けておりません。国のガイドラインの運用状況を点検・評価する必要があるとの意見が全国的にも出ております。この指針の運用に当たっても、様々な疑義が生じる可能性もあると想定しておりますので、実施後、期間を置いて評価するということになると思います。また、この指針を策定しました福岡県運動部活動調査研究委員会は今後も継続して開催していきますので、その中でも様々な課題について協議していきたいと考えており、今後の方向性についても時間をかけながら、体制づくりといった点を含めた上で、市町村と論議していきたいと思っております。

**【宮本委員】**

7ページの「オ 生徒のスポーツ活動参加の促進」に「総合運動部」と、また、8ページの「他校との連携」の中に、「合同部活動等」との記載がありますが、これらについて実態は把握されていますでしょうか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

まず、総合運動部とは、通っている学校に生徒が希望する運動部活動がない場合に、総合的に指導する顧問を配置し、大会等へ引率を行うというものです。例えばボクシング等は正式な部活動としては県内で4校程度しかありませんが、個人でジムに通っている生徒がおりますので、総合運動部に所属して大会に出場するというものです。

合同部活動とは、2つ以上の学校が合同でチームを組み、大会へ参加するというものです。

総合運動部については、中学校ではまだございませんが、高等学校ではかなりの数が

ございます。合同部活動については、中学校で県内に50チームほどがございます。

**【前田委員】**

内容を拝見しまして、学校がやらなければならないことが多く含まれているように思います。5ページから6ページにかけて生徒の健康・安全確保のための取組みについて記載されていますが、色々な通知文や指針、手引き等を参考にして取り組まなければならないとされています。学校ではこれらの通知等をすべて網羅できているのでしょうか。また、働き方改革という全体の動きがありながら、この指針に示されている運営会議等、多くの会議を学校側が実施していけるのかが心配です。学校側はこの指針を真剣に捉えられるのでしょうか。

さらに、この指針を出した後の、各学校の取組みに関するPDCAサイクル等のチェック機能はどのようになるのでしょうか。どこかでチェックを行い、もしも学校での取組みに問題があった場合には改善をしていかなければ今の学校現場の中ではなかなかうまく取り組んでいけないのではないのでしょうか。もちろん、国のガイドラインがあるわけなので県としてもしっかり取り組んでいって、評価をしていかれるのでしょうかけれども、あまりにもやるが多くて、それぞれをリンクさせながらやっていけるのかという気がするのですがいかがでしょうか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

今の御指摘を伺いながら、ここに記載されている通知等については、この指針に添付することを検討すべきであると思ったところです。また、働き方改革に逆行するかのようには諸会議が入れ込んでありますが、これらは頻繁にあるものではなく、例えば顧問会議については年度当初、年度末及びその他、何らかの疑義が生じた場合に開催するものであり、その他の会議についても、学校の実態に応じて校長を中心に開催されるものと思っております。ただし、安全点検の指針や危機管理マニュアルについては必ず作成することとなっておりますので、生徒の生命・安全の確保についてはしっかりとやっていただきたいと考えております。

**【城戸教育長】**

この指針は、以前からの更新版ですので、すでにやっている内容もあるかと思えます。今回の指針の中で、新たにやらないといけなくなったものはどういったものがあるのですか。

**【寺崎体育スポーツ健康課】**

新たにやっていただくこととしては、学校の方針をホームページに上げるといったことがあります。

**【城戸教育長】**

すでにある程度実施されているものがありますので、全部新たな仕事として増えるわけではないということです。

**【久保田委員】**

せっかくいい指針を作られているので、この指針に沿って部活動に取り組んだからいい結果が出たという学校があればいいと思います。どこかの学校をモデル校のように指定してみて取り組んでもらってはいかがでしょうか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

モデル校の指定については、現在検討中でございます。

現在、お盆もお正月もほとんど休まないというような部活動を行っている学校があるのではないかと考えております。県としては、まずはそのような部活動に歯止めをかけて、子どもたちの健康の観点から適正な部活動が行われるように是正していきたいと考えております。そして、私立学校、公立学校で足並みを揃えて取り組んでいただくということで、3月までに各関係団体等に説明を行いたいと思っております。

**【清家委員】**

連日、新聞で鉄剤の投与問題について掲載がなされておりますが、県としてはどのような対応を考えておられますか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

中体連、高体連等から聞き取りを行いまして、鉄剤は使用していないことを確認しております。日本陸連の件で新聞報道等において色々出ておりますが、今のところは注視しているというのが現状です。

**【清家委員】**

私のクリニックでは鉄欠乏性貧血の子どもに鉄剤を投与しています。鉄欠乏性貧血の子どもは結構おまして、中には診断基準に則って鉄剤を使用しているにも関わらず、罪悪感を持って練習している選手がいるということもあります。実際、鉄剤が必要な選手もおりますので、そういった選手までも法律で脅かすようなことにならないように希望しています。また、この件について、今後の指導方法が決まったら教えてください。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

はい。

【宮本委員】

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の6ページでは、生徒の運動時間が男女ともに二極化しているとあります。生徒の運動部に関する選択肢としては、部活動をやる、やらない以外に、楽しんでスポーツに取り組むという3パターンあってよいのではないのでしょうか。7ページにはレクリエーション志向で行う活動等、具体的な例が記載されていますが、このような内容は県のガイドラインにも盛り込まれているのでしょうか。

【寺崎体育スポーツ健康課長】

県の指針の7ページの「(2) 開かれた運動部活動」の「エ 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置」ということで、シーズン制やレクリエーション志向といった、運動部を設置するといった内容を盛り込んでおります。

従前から、勝利至上主義の考えが強い中にあっても、レクリエーション志向の子ども達もおり、そういった子ども達が生涯にわたりスポーツに親しんでいけるように育てていかなければいけないという考えもございましたが、現実的に難しかったということがございます。したがって、そういったことも含めて、久保田委員が御指摘されたモデル校の指定が今後大事になってくると思います。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようでございます。本議案については了承します。

< 公開での審議は以上となり、非公開審議へと移った >

(14 : 33)

### ○第39号議案 市町村立学校長の人事について

市町村立学校職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。



**○第40号議案 県費負担教職員の人事について**

県費負担教職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第41号議案 県立学校教職員の人事について**

県立学校教職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

(14 : 57)